

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を決定したいので、長崎市プロポーザル方式実施要綱（平成 21 年長崎市告示第 156 号。以下「要綱」という。）第 11 条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 5 年 8 月 1 日

シュガーロード連絡協議会 会長 久田 浩



1 業務の概要

(1) 業務名

子ども向けシュガーロード冊子制作業務委託

(2) 業務内容

子ども向けシュガーロード冊子制作業務委託に係る説明書（以下「説明書」という。）による。

(3) 履行期間

契約日から令和 6 年 2 月 29 日（木）まで

(4) 履行場所

指定場所

(5) 予算額

1, 5 0 0, 0 0 0 円（消費税相当額を含む。）

2 提案資格

次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 長崎市契約規則（昭和 39 年長崎市規則第 26 号）第 2 条第 1 項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しない者及び同条第 2 項に該当しないと認められる者であること。
- (2) 参加表明書の提出期限までに、長崎市物品等競争入札有資格者名簿に「刊行物編集・発行」又は「広報・宣伝・広告」の業種で登録がある者であること。
- (3) (2) の名簿に地域区分が市内としての登録がある者であること。
- (4) 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成 7 年 11 月 7 日施行）及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成 24 年長崎市告示第 85 号）の規定に基づく指名停止措置の期間中でない者並びに長崎市事業所実態調査実施要領（平成 16 年長崎市告示第 305 号）及び長崎市元請・下請関係適正化指導要綱（平成 24 年長崎市告示第 829 号）の規定に基づく入札参加制限措置の期間中でない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。
- (6) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- (7) 本案件に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていないこと。

- (8) 委員名の公表から審査結果を会長に報告するまでの間、特定審査委員会の委員に対し、特定の者を有利にし、又は不利にするような働きかけを行っていない者であること。

3 説明書の交付期間、場所及び方法

説明書は、本協議会ホームページからダウンロードして取得すること。ただし、ダウンロードによる取得が困難な場合は、次のとおり、書面により交付するものとする。

なお、書面による交付を希望する場合は事前にシュガーロード連絡協議会事務局まで連絡するものとする。

(1) 説明書の交付期間

公告日から令和5年9月19日（火）まで（長崎市の休日を定める条例（平成5年長崎市条例第35号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）の午前8時45分から午後5時30分まで

(2) 説明書の交付場所

長崎市魚の町4番1号 長崎市役所 14階

シュガーロード連絡協議会事務局（長崎市商工部商工振興課）（電話：095-829-1150）

4 参加表明書の提出期限、場所及び方法

(1) 参加表明書の提出期限

令和5年8月17日（木）午後5時30分必着（提出期限内に3(2)の場所に到達していること。）

(2) 参加表明書の提出場所及び提出方法

本案件に参加しようとする者は、以下に示す書類を作成し、3(2)の場所に持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法（郵便法（平成22年法律第165号）第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）により提出すること。なお、電子メール及びファクシミリによる提出は受け付けない。

ア プロポーザル参加表明書（第1号様式）

イ 担当者連絡先（様式ア）

5 提案書の提出要請等

参加表明書を提出した者について、公募型プロポーザル参加資格確認通知書（第2号様式）により参加資格の有無を通知するとともに、プロポーザル参加要請書（第3号様式）により提案書の提出を要請する。

なお、提案資格が認められなかった者に対しては、選定しなかった旨及び選定しなかった理由を公募型プロポーザル参加資格確認通知書により通知するものとする。

通知予定日：令和5年8月21日（月）

6 説明書等に対する質問に関する事項

(1) 説明書等に対する質問

説明書等に対する質問は、所定の質問書（様式ク）を用いるものとし、電子メール又はファクシミリにより下記(3)に送信すること。あわせて、その旨を電話により連絡すること。なお、提出書類に関する記入方法など事務手続きに関するものを除き、電話等による照会には応じないので留意すること。

(2) 説明書等に対する質問の提出期限

令和5年8月21日（月）午後5時30分必着（提出期限内に(3)送信先に到達していること。）

(3) 質問書送信先

シュガーロード連絡協議会事務局（長崎市商工部商工振興課）

電子メールアドレス: shoko@city.nagasaki.lg.jp ファクシミリ: 095-829-1151

(4) 質問に対する回答

令和5年8月23日（水）午後5時30分までに質問を取りまとめ、直接電子メール又はファクシミリで回答する。

ただし、質問内容等を考慮した結果、直ちに回答したほうが良いと思われるものについては適宜回答する。

7 提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 提案書の提出期限

令和5年9月20日（水）午後5時30分必着（提出期限内に3(2)の場所に到達していること。）

(2) 提案書の提出場所及び提出方法

提案書の提出要請を受けた者は、説明書に記載している所定の要領に従って提案書及びその他必要となる書類を作成し、3(2)の場所に持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法（郵便法第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）により提出すること。データについては、電子メールにて提出すること。

8 ヒアリングの実施

(1) ヒアリングの有無 有

(2) ヒアリング予定日: 令和5年9月27日（水）

時間や留意事項等の詳細については、別途、ヒアリング予定表（様式コ）にて通知する。

9 受託者の決定

(1) 提出された提案書及びヒアリングを基に、特定審査委員会は、最も優れた者を受託候補者として特定する。

ア 評価基準

評価項目		提案書類	評価の視点・判断基準	配点
組織 評価	履行実績	業務実績 調書 (様式ウ)	平成30年4月1日以降に契約し、公告日までに完了した同種業務実績に係る業務規模及び件数に基づき評価する。	10
			10点: 事業の内容・成果が本業務と同規模以上の同種業務実績が2件以上ある。	
			8点: 事業の内容・成果が本業務と同規模以上の同種業務実績が1件ある。	
			6点: 同種業務実績が2件以上あるが、その事業の内容が本業務内容より小規模あるか、業務内容に少しの違いがみられる。	
			4点: 同種業務実績が1件あるが、事業の内容が本業務内容より小規模であるか、業務内容に少しの違いがみられる。	
			0点: 同種業務実績がない。	

提案 内容 評価	実施体制	業務実施 体制 (様式イ) (様式工)	業務に応じた担当者の配置や構成が明確であり、迅速・柔軟に対応できるか等を総合的に評価する。	5
			5点：担当者の配置や構成が明確であり、迅速・柔軟に対応できる。	
			3点：担当者の配置や構成が明確であり、迅速・柔軟に対応できるか不明である（不安がある）。	
			0点：担当者の配置や構成が明確でなく、迅速・柔軟に対応できない恐れがある。	
	業務 理解度	業務実施 方針 (様式力)	目的、条件、内容の理解度を評価する	5
			5点：本業務の目的、条件、内容を十分に理解している。	
			3点：本業務の目的、条件、内容のいずれかにおいて理解不足である。	
			0点：本業務の目的、条件、内容すべてにおいて理解不足である。	
			(1)業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合、(2)業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に評価	5
			5点：(1)、(2)のいずれにも該当する場合	
			3点：(1)又は(2)のうち、どちらかに該当する場合	
			0点：(1)、(2)のうち、どちらにも該当しない場合	
		業務の実 施手法 (様式キ 又は任意 様式)	子ども（小学校高学年以上）が読んだ場合に、日本遺産「砂糖文化を広めた長崎街道～シュガーロード～」のストーリーについて、理解しやすい構成であるか。	15
			15点：非常に理解しやすい構成である。	
			10点：概ね理解しやすい構成である。	
			5点：ある程度理解しやすい構成である。	
			子ども（小学校高学年以上）が読んだ場合に、日本遺産「砂糖文化を広めた長崎街道～シュガーロード～」のストーリーについて、関心を持ちやすい構成であるか。	15
			15点：非常に関心を持ちやすい構成である。	
			10点：概ね関心を持ちやすい構成である。	
			5点：ある程度関心を持ちやすい構成である。	
			子ども（小学校高学年以上）を惹きつけるのに適した作画であるか。	15
			15点：非常に適した作画である。	
			10点：概ね適した作画である。	
			5点：ある程度適した作画である。	
			冊子として適したページ数となっているか。	5
			5点：適している。	
			0点：適していない。	

			構成文化財の紹介や、日本遺産についての説明が組み込まれているか。	5
			5点：組み込まれている。	
			0点：組み込まれていない。	
参 考 見 積	業 務 コ ス ト の 妥 当 性	参 考 見 積 書 (様式オ)	業務規模に対して、参考見積額が妥当であるか。	5
			5点：業務規模に対して、参考見積額に妥当性が感じられる。	
			3点：業務規模に対して、参考見積額に疑義がある。	
			0点：業務規模に対して、参考見積額が明らかに乖離している。	
合計				85

イ 特定審査委員会の委員は、次のとおりとする。

区分	所属	職名	氏名
委員長	長崎市商工部商工振興課	課長	町田 久幸
委 員	諫早市経済交流部商工観光課	課長	西口 弥
	大村市産業振興部観光振興課	課長	富永 彰
	嬉野市産業振興部観光商工課	副課長	西田 孝宏
	小城市産業部商工観光課	課長	納富 武司
	佐賀市経済部観光振興課	課長	溝上 徹也
	飯塚市経済部商工観光課	課長	原野 正俊
	北九州市産業経済局観光部観光課	政策・プロモーション担当 係長	山口 潤

(2) 決定及び非決定結果の通知

特定審査委員会からの報告に基づき、受託者を決定し、決定及び非決定結果は、提案書を提出した全ての者に対し、令和5年9月29日（金）（予定）に通知する。

(3) 決定された受託者と、長崎市契約規則に基づき業務委託契約を締結する。

なお、契約内容（仕様書等）については、提案内容を基に決定する。また、提案時に参考見積りを徴収している場合にあっても、契約締結にあたっては、あらためて本見積書を徴収する。

10 契約締結予定日 令和5年10月19日（木）

11 契約書の作成の要否 要

12 その他

- 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案者としての提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できない。
- 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。
- 提出された参加表明書及び提案書は、提案資格の確認及び受託者の特定以外に提案者に無断で使用しな

い。ただし、長崎市情報公開条例（平成 13 年長崎市条例第 28 号）に基づき、開示することがある。

(6) 提出期限後における参加表明書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。また、提案書に記載した配置予定の従事者は特段の事情がない限り変更することができない。

(7) 次の場合は、以後の提案資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。また、指名停止措置を行うことがある。

ア 提案資格を満たさないこととなった場合

イ 参加表明書、提案書等に虚偽の記載をした場合

(8) 成果物に関する権利は、受託者固有の知識及び技術を除き、全て本協議会に帰属する。

(9) 受託者は、本業務を実施する場合においては、本協議会と綿密に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、契約終了後においても、知り得た情報を一切漏洩してはならない。

担当課

〒850-8685

長崎市魚の町4番1号 長崎市役所 14階

シュガーロード連絡協議会事務局（長崎市商工部商工振興課）

電 話 095-829-1150

FAX 095-829-1151

電子メールアドレス shoko@city.nagasaki.lg.jp